

## 議案第 5 3 号

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

日出町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 3 2 年日出町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 8 項中「令和 2 年 9 月 4 日」を「令和 6 年 9 月 4 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

町長、副町長及び教育長の期末手当を減額する期間を延長したいので提出する。